

全国厚生統計主管課長会議次第

平成21年3月10日（火）10時から
中央合同庁舎第5号館 低層棟2階講堂

10:00	開 会	
10:00～10:10（10分）	統計情報部長挨拶 （幹 部 紹 介）	
10:10～10:25（15分）	平成21年度統計情報部事業計画及び 予算等について	企 画 課 長
10:25～10:45（20分）	平成21年人口動態調査について	人口動態・保健統計課長
10:45～10:55（10分）	平成21年度保健統計調査について	保 健 統 計 室 長
10:55～11:10（15分）	平成21年度社会福祉統計調査について	社 会 統 計 課 長
11:10～11:20（10分）	平成21年度縦断調査について	縦 断 調 査 室 長
11:20～11:30（10分）	平成21年国民生活基礎調査について	国民生活基礎調査室長
11:30～11:40（10分）	平成21年社会保障における公的・私的 サービスに関する意識等調査について	政 策 調 査 官
11:40～11:50（10分）	2009年社会保障・人口問題基本調査 （第6回世帯動態調査）について	国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部長
11:50～12:00（10分）	質疑応答	
12:00	閉 会	

全国厚生統計主管課長会議資料

平成21年3月10日（火）

厚生労働省大臣官房統計情報部

目 次

	頁
1 平成21年度統計情報部事業計画（厚生関係）について	1
2 平成21年度統計情報部歳出予算案の概要	2
3 平成21年度厚生労働省統計調査関係予算案（厚生関係）一覧表	3
4 改正統計法のポイント	8
5 平成21年人口動態調査について	9
6 平成21年度衛生行政報告例の概要	15
7 平成21年度地域保健・健康増進事業報告の概要	16
8 保健統計調査のオンライン報告について	17
9 平成21年度福祉行政報告例の概要	18
10 平成21年社会福祉施設等調査の概要	19
11 平成21年介護サービス施設・事業所調査の概要（案）	22
12 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における 民間委託の推進について	24
13 第8回21世紀成年者縦断調査 （国民の生活に関する継続調査）の概要（案）	26
14 第5回中高年者縦断調査 （中高年者の生活に関する継続調査）の概要（案）	27
15 21世紀出生児縦断調査の概要（案）	28
16 平成21年国民生活基礎調査の概要	31
17 平成21年社会保障における公的・私的サービスに関する 意識等調査の概要（案）	33
18 2009（平成21）年社会保障・人口問題基本調査 （「第6回世帯動態調査」）概要（案）	34

1 平成21年度統計情報部事業計画（厚生関係）について

	事業名		備考
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	
平成21年			
6月		社会医療診療行為別調査実施 (調剤報酬に係る調査を含む)	調査経路は支払基金・国保連合会
6月4日	国民生活基礎調査(世帯票)実施		
6月上旬		国民生活基礎調査等地区別事務打合せ会議 (北海道、山形県、新潟県、東京都、静岡県、京都市、広島市、佐賀県)	
7月	全国厚生統計主管係長会議		
7月16日		国民生活基礎調査(所得票)実施	
7月18日		第8回21世紀出生児縦断調査実施(7月出生児)	直接郵送方式
9月～12月	厚生統計地区別講習会 (岩手県、川越市、千葉県、福井県、姫路市、徳島県、大分県)		
9月			
9月下旬	データサービス (平成20年人口動態調査)		
10月		社会福祉施設等調査実施	公共サービス改革法による民間委託
		介護サービス施設・事業所調査実施	公共サービス改革法による民間委託
11月	第5回中高年者縦断調査実施		
	第8回21世紀成人者縦断調査実施		
	厚生統計調査地区別事務打合せ会議 (いわさき市、新潟県、横須賀市、岐阜県、京都府、広島県、大分県)		
平成22年			
1月18日		第9回21世紀出生児縦断調査実施(1月出生児)	直接郵送方式
1月中旬		データサービス (平成20年社会福祉施設等調査)	
		データサービス (平成20年介護サービス施設・事業所調査)	
1月下旬	データサービス (平成20年医療施設静態調査・病院報告) (平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査)		
2月下旬	データサービス (平成20年患者調査)		
3月上旬	データサービス (平成20年度地域保健・健康増進事業報告)		
3月	全国厚生統計主管課長会議		
	全国厚生統計主管係長会議		

(注) これらの他、年間を通じて実施する調査として、人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、福祉行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告がある。

2 平成21年度統計情報部歳出予算案の概要

1 予算概要

	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算 額	対前年度比
	千円	千円	千円
統 計 情 報 部	7,067,079	7,453,608	386,529(5.5%)
一 般 会 計	6,357,774	6,269,057	△ 88,717(△ 1.4%)
労働保険特別会計	709,305	1,184,551	475,246(67.0%)
(参考)			
統計調査関係経費	4,340,825	4,075,203	△ 265,622(△ 6.1%)
情報化関係経費	2,681,659	3,357,957	676,298(25.2%)

2 主な事業内容

○ 統計調査関係経費（厚生関係）

各種統計調査については、厚生労働省の行政施策の基礎資料となるものであり、平成21年度においても行政ニーズに対応した統計調査を実施する。

(1) 統計調査の民間開放・市場化テストへの対応

公共サービス改革法に基づき、平成20年度に社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業者調査を一部（国の直接調査分）民間に開放したが、平成21年度については、地方公共団体経由調査分についても対象とし、全面的な民間開放を行うこととした。

(2) 厚生統計委託専任職員の給与の見直し 334,239 → 291,643 千円

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の民間開放に伴い、地方公共団体への委託内容の見直しを行い、社会福祉統計委託専任職員の給与について減額を行う。

3 平成21年度厚生労働省統計調査関係予算案(厚生関係)一覽表

(単位:千円)

調査名	主管課	平成20年度 予算額(A)	平成21年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【大臣官房統計情報部】					
人口動態調査	人口動態・保健統計課	1,509,792	1,534,906	1,396,909	25,114
医療施設調査	人口動態・保健統計課 保健統計室	53,698	5,806	1,794	△ 47,892
衛生行政報告例	〃	} 48,675	} 64,997	} 23,263	}
病院報告	〃				
地域保健・健康増進事業報告	〃				
医師・歯科医師・薬剤師調査	〃				
患者調査	〃	} 202,433	} 7,533	} 0	} △ 194,900
受療行動調査	〃				
福祉行政報告例	社会統計課	8,672	9,433	2,820	761
社会福祉施設等調査	〃	46,449	102,150	2,581	55,701
社会医療診療行為別調査	〃	156,064	155,194	0	△ 870
介護サービス施設・事業所調査	〃	63,272	84,288	2,544	21,016
介護給付費実態調査	〃	17,809	15,008	0	△ 2,801
21世紀出生児縦断調査	〃	43,086	41,324	0	△ 1,762
21世紀成年者縦断調査	〃	104,528	103,313	86,021	△ 1,215
中高年者縦断調査	〃	146,829	145,857	131,307	△ 972
国民生活基礎調査	社会統計課 国民生活基礎調査室	534,282	511,261	463,603	△ 23,021
(合計)		2,935,589	2,781,070	2,110,842	△ 154,519

(単位:千円)

調査名	主管課	平成20年度 予算額(A)	平成21年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【医政局】					
薬剤耐性菌感染症発生動向調査	指導課	11,545	17,145	0	5,600
無医地区等調査(無歯科医地区等調査)	"	0	1,480	0	1,480
看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	看護課	13,763	60,413	0	46,650
医薬品・医療機器産業実態調査	経済課	4,668	4,648	0	△ 20
薬事工業生産動態統計調査	"	52,628	52,632	41,273	4
医薬品価格調査	"	44,296	45,597	19,983	1,301
特定保険医療材料価格調査	"	73,790	76,451	44,561	2,661
(合計)		200,690	258,366	105,817	57,676
【健康局】					
国民健康・栄養調査	総務課 生活習慣病対策室	138,407	138,752	125,625	345
生活衛生関係営業経営実態調査	生活衛生課	20,554	15,633	0	△ 4,921
(合計)		158,961	154,385	125,625	△ 4,576
【医薬食品局】					
血液製剤使用状況調査	血液対策課	11,457	11,005	0	△ 452
食中毒統計調査	食品安全部 監視安全課	—	—	—	—
食肉検査等情報還元調査	"	—	—	—	—
(合計)		11,457	11,005	0	△ 452

(単位:千円)

調査名	主管課	平成20年度 予算額(A)	平成21年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【雇用均等・児童家庭局】					
地域児童福祉事業等調査	総務課	13,841	13,414	6,239	△ 427
全国家庭児童調査	〃	17,329	15,291	11,240	△ 2,038
(合計)		31,170	28,705	17,479	△ 2,465
【社会・援護局】					
福祉事務所現況調査	総務課	6,496	6,284	0	△ 212
社会保障生計調査 (被保護者生活実態調査)	保護課	128,271	129,610	106,477	1,339
被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)	〃	6,844	6,862	0	18
医療扶助実態調査	〃	5,705	5,731	0	26
消費生活協同組合(連合会) 実態調査	地域福祉課	—	—	—	—
ホームレス全国概数調査	〃	33,818	22,843	22,067	△ 10,975
中国残留邦人等実態調査	援護企画課 中国孤児等対策室	0	11,512	0	11,512
障害福祉サービス報酬改定影響検証事業	障害保健福祉部 障害福祉課	—	53,843	0	53,843
障害者自立支援給付事業状況報告	〃	—	—	—	—
障害程度区分認定状況調査	障害保健福祉部 精神・障害保健課	102,050	87,251	0	△ 14,799
(合計)		283,184	323,936	128,544	40,752

(単位:千円)

調査名	主管課	平成20年度 予算額(A)	平成21年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【老健局】					
介護保険事業状況報告	介護保険課	5,645	4,938	0	△ 707
要介護認定等に係る認定調査 結果等報告	老人保健課	133,067	106,165	0	△ 26,902
介護報酬改定影響検証事業	〃	—	100,439	0	100,439
介護予防事業報告	〃	13,592	13,496	0	△ 96
要介護状態フォローアップ調査事業	〃	—	43,078	0	43,078
(合計)		152,304	225,038	0	72,734
【保険局】					
医療経済実態調査 (医療機関等調査)	医療課	29,113	88,890	0	59,777
保険医療材料等使用状況調査	〃	0	18,997	0	18,997
衛生検査所料金調査	〃	0	1,194	0	1,194
歯科技工料金調査	〃	0	6,266	0	6,266
訪問看護療養費実態調査	〃	0	3,011	0	3,011
急性期入院医療の診断群分類に基づく 一日あたりの包括評価制度にかかる基礎 調査	〃	586,085	449,682	0	△ 136,403
健康保険被保険者実態調査	調査課	1,626	1,679	0	53
国民健康保険実態調査	〃	2,539	1,935	0	△ 604
国民健康保険毎月事業状況報告 (月報・年報等)	〃	454	422	0	△ 32
医療経済実態調査 (保険者調査)	〃	435	1,159	0	724
医療費の動向調査	〃	36,922	28,887	0	△ 8,035
(合計)		657,174	573,235	0	△ 83,939

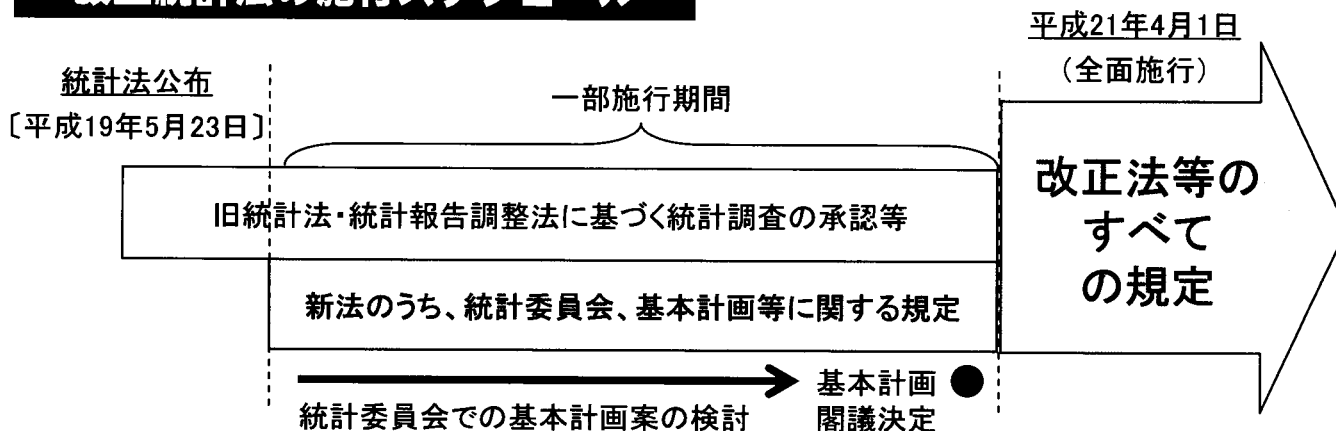
(単位:千円)

調査名	主管課	平成20年度 予算額(A)	平成21年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【年金局】					
年金制度基礎調査	数理課	0	3,996	0	3,996
老齢福祉年金等受給権者実態調査	年金課	652	1,015	0	363
(合計)		652	5,011	0	4,359
【政策統括官付 政策評価官室】					
社会保障における公的・私的サービスに関する意識等調査		28,973	21,968	17,707	△ 7,005
(合計)		28,973	21,968	17,707	△ 7,005
【社会保険庁】					
国民年金被保険者実態調査	運営部企画課 数理調査室	62,025	2,117	0	△ 59,908
(合計)		62,025	2,117	0	△ 59,908
【国立社会保障・人口問題研究所】					
社会保障・人口問題基本調査 (第6回世帯動態調査)	人口構造研究部	34,458	33,998	21,319	△ 460
(合計)		34,458	33,998	21,319	△ 460

4 改正統計法のポイント

～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

改正統計法の施行スケジュール



概要

公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画の策定、統計データの利用促進に関する措置等を内容とする、現行統計法の全部改正（統計報告調整法の廃止）を行う。

1. 公的統計の体系的整備

- 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**基本的な計画**を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）
→ 効果の及ぶ範囲は主として国の行政機関である。
- 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を**基幹統計**として位置づけ、作成・公表に関して必要な規定を整備
→ 厚生統計のうち、人口動態調査、薬事工業生産動態統計調査、医療施設統計（医療施設調査）、患者調査、国民生活基礎統計（国民生活基礎調査）は基幹統計及び基幹統計調査として位置付けられる。
- 基幹統計調査について、報告義務、法定受託事務、かたり調査の禁止などの規定を整備
→ 旧法（第18条）に引き続き、基幹統計調査を実施するに当たり、調査事務の一部について、政令で定める範囲で、地方公共団体が行うものとすることができる規定（法定受託事務）を整備している。

2. 統計データの利用促進と秘密の保護

- 旧法の目的外使用に引き続き、統計調査の調査票情報の提供を受けることができる者として地方公共団体が規定。また、委託に応じた集計による統計の提供、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定も整備
- 調査票情報等の適正管理義務、守秘義務や目的外利用の禁止などの規定を整備（罰則付き）。これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

3. 統計整備の「司令塔」の強化

- 基本計画案など法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う**統計委員会**を内閣府に設置

5 平成21年人口動態調査について

1 最近の公表資料

「平成19年人口動態統計月報年計（概数）」を昨年6月に、「平成19年人口動態統計（確定数）」を昨年9月に公表し、「平成20年人口動態統計の年間推計」を本年1月にそれぞれ公表した。

平成19年の出生数は108万9818人で、前年の109万2674人より2856人減少し、出生率（人口千対）は8.6となり、前年の8.7を下回った。

合計特殊出生率（平成19年における15～49歳の女性の年齢別出生率の合計）は1.34で前年の1.32を上回り、2年連続で上昇した。

死亡数は110万8334人で、前年の108万4450人より2万3884人増加し、死亡率（人口千対）は8.8で、前年の8.6を上回った。婚姻件数は71万9822組で、前年の73万971組より1万1149組減少し、婚姻率（人口千対）は5.7で、前年の5.8を下回った。離婚件数は25万4832組で前年の25万7475組より2643組減少し、離婚率（人口千対）は2.02で前年の2.04を下回った。

「平成20年人口動態統計の年間推計」においては、出生数は109万2千人と約2千人増加、死亡数は114万3千人と約3万5千人増加、婚姻件数は73万1千組と約1万1千組増加、離婚件数は25万1千組と約4千組減少するものと推計している。また、出生数と死亡数の差である自然増加数は、マイナス5万1千人となり、前年より3万2千人減少するものと推計している。

また、「平成17年度人口動態職業・産業別統計」を、昨年10月に公表しており、人口動態統計特殊報告では、「平成19年度日本における人口動態－外国人を含む人口動態統計－」を昨年2月、「平成15～19年人口動態保健所・市区町村別統計」を本年1月にそれぞれ公表したところである。

生命表では、「平成17年市区町村別生命表」を昨年4月、「平成19年簡易生命表」を昨年7月にそれぞれ公表したところである。

いずれも各地域における保健・医療・福祉活動の基礎資料として活用されたい。

また、正確な統計作成等のために毎年送付している「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」及び「ICDのABC」についても、人口動態調査への理解、協力に利用されたい。

※上記「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載する予定としている。

2 人口動態調査オンライン報告システム

「人口動態調査オンライン報告システム」は、人口動態調査事務のより一層の負担軽減、効率化及びペーパーレス化を図るため、人口動態調査事務システムにより市区町村で電子化された調査票データをオンラインの方法で収集するものであり、平成16年2月調査月分からは、市区町村からのオンライン報告の運用を開始している。

平成21年1月調査月分までの本報告システムの導入状況は、都道府県では47都道府県、保健所では409保健所である。また、市区町村から保健所へのFD等による報告は1,219市区町村で、市区町村からオンラインによる報告は176市区町村であり、調査票の約71.8%がオンラインによる報告となっている。

オンライン報告を導入することによる主なメリットは

・**市区町村においては、**

- (1) 人口動態調査事務システムからFD等に出力することにより、調査票への印字処理が不要。
- (2) 市区町村からのオンラインによる報告を利用することにより、市区町村でFD等の媒体をデータ投入しオンラインにより保健所に送付することで、送付作業がより簡略化。

・**保健所においては、**

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 保健所符号及び保健所受付年月日の自動付与。
- (3) システムに登録された出生及び死亡の小票データの作成・検索・出力が可能。
- (4) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (5) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が入手可能。

・**都道府県においては、**

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (3) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が入手可能。

3 人口動態調査オンライン報告システム利用開始における注意点

- (1) 新たにオンライン報告システムを導入する場合は、平成15年12月24日付「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について（通知）」により取り扱うこと。
- (2) オンライン報告開始月については、当該市区町村に係るFD等の出力媒体及び紙の調査票をオンライン報告分として取りまとめ、該当月の調査票と併せて送付すること。
なお、2か月目以降については不要。
- (3) 開始月にオンライン報告できないため、紙の調査票を作成し送付するもの。
ア出生票、死亡票、死産票の場合
開始月前に事件発生し、開始月の14日までに市区町村で届書が受付されたもの。
イ婚姻票、離婚票の場合
開始月前に市区町村で届書が受付されたもの。

4 人口動態調査票（OCR調査票）の作成上の注意等

- (1) 調査票の人口動態・保健統計課への提出期限は、「事件発生月の翌々月の5日」となっているので、提出期限を厳守すること。
- (2) 調査票記入に際しては、HBの鉛筆又はHBの0.5mmのシャープペンシルを使用し、ボールペンは使用しないこと。また、プリンター出力の場合は枠内にきちんと印字されているか確認すること。

(3) 調査票のOCR読み取り欄は、ゴム印を絶対に使用しないこと。また、市区町村、保健所の受付年月日、施設の名称等へのゴム印使用に際しては、黒色のスタンプを使用すること。

(4) プリンター出力の際、戻り返った調査票は、平らになるよう配慮願いたい。

5 「平成22年度人口動態職業・産業調査」について

「平成22年度人口動態職業・産業調査」については、平成22年4月から実施することとしており、詳細については本年秋の厚生統計調査地区別事務打合せ会議で説明を行う予定としている。

6 人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

別添資料について御了知の上、貴管内に周知を図られるようお願いいたします。

7 調査結果及び刊行物の公表予定

(1) 人口動態統計

・月報

人口動態統計速報	平成21年 1月分以降	公表予定
人口動態統計月報（概数）	平成20年11月分以降	公表予定

・年報

平成20年人口動態統計月報年計（概数）概況	平成21年6月上旬	公表予定
平成20年人口動態統計（確定数）概況	平成21年9月	公表予定

・平成17年度人口動態職業・産業別統計

報告書	平成21年3月	刊行予定
-----	---------	------

(2) 人口動態統計特殊報告

平成15～19年人口動態保健所・市区町村別統計	報告書	
	平成21年10月	刊行予定

(3) 生命表

平成20年簡易生命表	概況	平成21年7月	公表予定
	報告書	平成21年9月	刊行予定

※ 調査結果については、厚生労働省ホームページに掲載している。

「厚生労働省ホームページ」→「統計調査結果」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>

人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

第1 市区町村、保健所、都道府県・指定都市における共通的事項

- 1 本「調査票等の適正な管理についての留意事項」において「調査票等」とは、人口動態調査によって集められた調査票（調査対象者等ごとに内容を判別することができる形で個人の情報が記録されたものをいう。）及びその他の関係書類（調査対象者等の識別を可能とするものをいう。）をいい、以下に例示するものをいうこと。
 - ・人口動態調査票（以下「調査票」という。）
 - ・電子化された調査票の情報（以下「調査票データ」という。）を記録したFD等（以下「FD等」という。）
 - ・死産届書、死産証書及び死胎検案書（写しを含む。以下「死産届書等」という。）
 - ・調査票の添付書類
 - ・出生小票、死亡小票（電子化された小票を含む。以下「小票」という。）
 - ・事件簿
 - ・死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表
 - ・その他調査事務において取扱う書類、電磁的記録で調査対象者等が識別可能なもの。
- 2 調査票等の管理については、それぞれの機関の長の責任において適正に管理すること。機関の長は、調査票等を適正に管理するため、人口動態調査事務を所管する課室の長又はこれに代わる者を管理責任者として指定すること。
- 3 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損の防止その他の調査票等の適切な管理のために、人口動態調査事務に従事する職員に対する指揮監督、安全対策の策定等必要な措置を講ずること。
- 4 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損が発生した場合は、速やかに厚生労働省人口動態・保健統計課あて連絡を行うこと。ただし、市区町村にあっては保健所及び都道府県、保健所にあつては都道府県（指定都市の保健所にあつては指定都市及び都道府県）、指定都市にあつては都道府県を経由して行うこと。

第2 市区町村における管理

- 1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

2 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失、漏えい（以下「紛失等」という。）の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

人口動態調査オンライン報告システムによる保健所への送付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。

ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

3 人口動態調査事務システムの調査票データに関する特記事項

保健所への送付後、保有する必要がなくなった調査票データについては、速やかに消去すること。また、調査票データを記録したハードディスク（バックアップ等で作成した記録媒体を含む。）を廃棄、他の用途に転用又は返却等する場合は、紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

4 事件簿に関する特記事項

保存期間（その年（暦年）の終了から1年間）を経過した事件簿は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第3 保健所における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の市区町村からの受領、審査、都道府県・指定都市への送付及び統計法第15条第2項に基づく使用等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

3 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失等の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

市区町村から送付されたFD等の受付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

4 小票に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から3年間）を経過した小票については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。なお、人口動態調査オンライン報告システムの小票データについては、3年経過後の翌年12月に自動消去されるため、廃棄処分の必要はないこと。

5 調査票の使用に関する特記事項

統計法第15条第2項に基づく使用の場合は、調査票原票、小票が所定の目的のみに使用され、調査対象者等の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用し又は使用させること。

6 死産届書等に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から5年間、写しにあつては3年間。）を経過した死産届書等については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

死産届書等を地域保健活動の基礎資料として使用する場合は、所定の目的にのみ使用し、個人の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用すること。

7 死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表に関する特記事項

保存の必要がなくなった場合は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第4 都道府県・指定都市における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の受領、審査、厚生労働省への送付等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

6 平成21年度衛生行政報告例の概要

1 報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市

3 報告の種類

年度報とする。

4 報告の事項

精神保健福祉関係

栄養関係

衛生検査関係

生活衛生関係

食品衛生関係

乳肉衛生関係

医療関係

薬事関係

母体保護関係

特定疾患（難病）関係

狂犬病予防関係

5 報告の方法及び系統

(1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省大臣官房統計情報部長に報告する。

(2) 報告の経路は次のとおりである。

厚生労働省 —— 都道府県・指定都市・中核市

6 報告の時期

国への提出期限 平成22年5月末日

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」として、速やかに公表するとともに厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

7 平成21年度地域保健・健康増進事業報告の概要

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

3 報告の種類

年度報とする。

4 報告の主な事項

母子保健等のサービスの実施状況

保健所の連絡調整等の実施状況

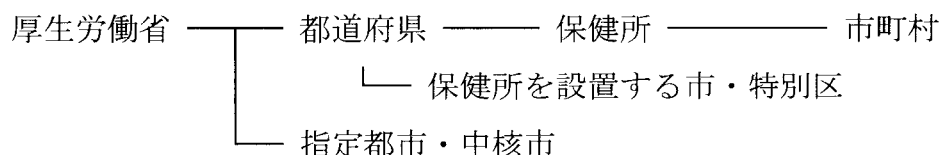
職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況

老人保健事業の実施状況

5 報告の方法及び系統

(1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省大臣官房統計情報部長に報告する。

(2) 報告の経路は次のとおりである。



6 報告の時期

国への提出期限 平成22年6月末日

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「地域保健・健康増進事業報告」として、速やかに公表するとともに厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

8 保健統計調査のオンライン報告について

保健統計関係調査については、報告の迅速性、正確性及び記入者負担の軽減を図るために、厚生労働行政総合情報システム（WISH、以下「WISH」という。）及び総合行政ネットワーク（LGWAN、以下「LGWAN」という。）を活用した、オンラインによる報告を行っているところあるが、WISH については、業務・システム最適化の観点から、平成 22 年度を目途に WISH 共用システムが廃止となるため、取扱いについて留意いただくとともに、今後も積極的なオンライン報告の利用をお願いします。

また、オンライン報告に用いる Excel 形式の電子報告様式に含まれるマクロについては、Excel 2003 で作成しており、Excel 2007 で保存処理を行った場合に正確な結果が反映されないなどの不具合が生じる可能性があるため、利用に当たっては留意されたい。

1 衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告について

衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告については、Excel 形式のファイルに合計を出すための計算式や、入力支援・内容審査のためのマクロなどが含まれた電子報告様式を用いており、平成 18 年度報告分よりすべての都道府県・指定都市・中核市において WISH または LGWAN 回線を使用したメール添付方式により報告されている。

平成 20 年度より、電子報告様式に加え記入要領についても WISH または LGWAN からダウンロードできるよう改善を図ったところである。

2 病院報告について

病院報告については、WISH 共用システム及び LGWAN を活用して、Excel 形式の報告様式を用いたオンライン報告を行っているところであるが、平成 20 年度より運用が開始された「政府統計共同利用システム」の「オンライン調査システム」を平成 22 年度から活用したオンライン報告に変更する予定である。

「オンライン調査システム」の活用にあたって必要となる ID・パスワードの取得などの手続きについては、本年 11 月に開催予定の地区別事務打合せ会議において、都道府県・指定都市・中核市にお願いする手続き等について説明する予定である。

9 平成21年度福祉行政報告例の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類及び時期

月報(11表)及び年度報(57表)とする。

月報 (国への提出期限：翌月末)

年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末・10月末・11月末)

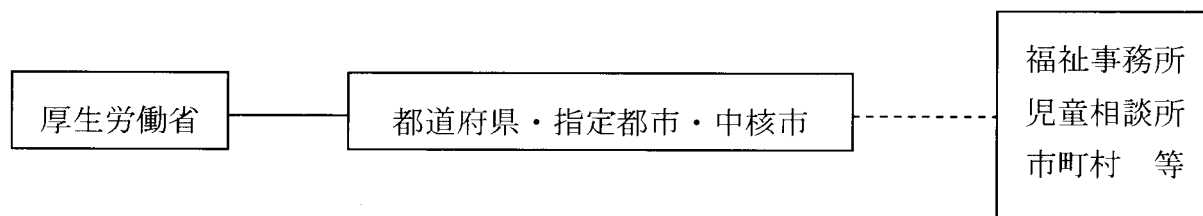
4 報告事項

生活保護関係、障害者自立支援関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付金関係

5 報告の方法及び系統

(1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行った。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。



6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、報告結果は「社会福祉業務報告結果の概況」及び「社会福祉行政業務報告」(報告書)として、集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

10 平成21年社会福祉施設等調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

施設票：別記に掲げる全国における社会福祉施設等を対象とし、その全数を客体とする。

事業所票：別記に掲げる全国における障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

3 調査の期日

平成21年10月1日

4 調査の事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置主体・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況、手帳の所持状況等

事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数等

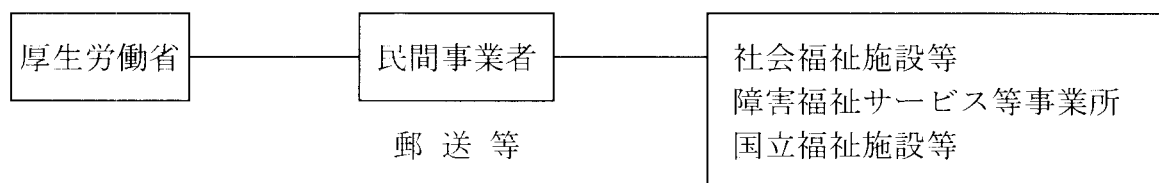
5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

ア 民間事業者から全施設・事業所へ配付し、各管理者が調査票に記入する。
(イを除く。)

イ 設置主体が国である施設・事業所については、厚生労働省から直接配付し、国立福祉施設管理者が調査票を記入する。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は「平成21年社会福祉施設等調査結果の概況」及び「平成21年社会福祉施設等調査報告」(報告書)として、集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載する。

【 調査対象施設・事業所 】**【 施設 】****1 生活保護法による保護施設**

救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設

2 老人福祉法による老人福祉施設

養護老人ホーム（一般、盲）、軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型、老人福祉センター（特A型、A型、B型）、老人介護支援センター

3 障害者自立支援法による障害者支援施設等**（1）障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム****（2）旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設**

肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場

（3）旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場

（4）旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設

精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、精神障害者授産施設（入所、通所）、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場

4 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設

5 売春防止法による婦人保護施設

婦人保護施設

6 児童福祉法による児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）、その他の児童館、児童遊園

7 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設

母子福祉センター、母子休養ホーム

8 その他の社会福祉施設等

授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、有料老人ホーム

【 事業所 】

障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、相談支援事業所、共同生活介護事業所、共同生活援助事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所

11 平成21年介護サービス施設・事業所調査の概要（案）

1 調査の目的

本調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

別記に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

3 調査の期日

平成21年10月1日

4 調査の事項

施設・事業所票

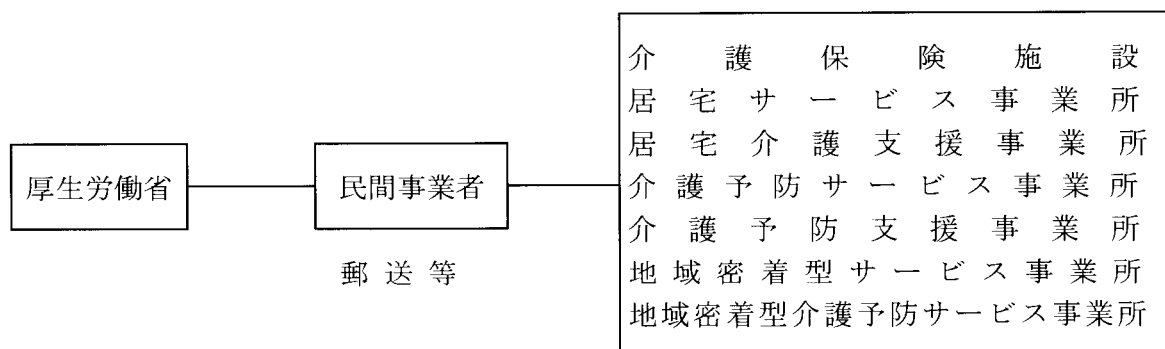
施設（事業所）名、所在地、定員、利用者数、従事者数、居室等の状況等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

民間事業者から介護保険施設、各事業所へ配布し、各管理者が調査票に記入する。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成21年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」及び「平成21年介護サービス施設・事業所調査報告」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載する。

【 調査対象施設・事業所 】

【介護保険施設】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【居宅サービス事業所】

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

【居宅介護支援事業所】

居宅介護支援事業所

【介護予防サービス事業所】

介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所介護事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

【介護予防支援事業所】

介護予防支援事業所

【地域密着型サービス事業所】

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

【地域密着型介護予防サービス事業所】

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

12 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における民間委託の推進について

1 民間委託の進め方

平成20年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象調査としてアクセンチュア株式会社に委託し、調査を実施しました。平成21年度以降については、平成20年12月19日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」により、従来地方公共団体に委託していた部分についても国の事務に引き上げて実施することとして正式に決定いたしました。なお、名簿作成、新設の対象施設・事業所等の把握については、調査を実施する上で、調査対象を決定するための大変重要な作業であり、民間委託にはなじまないと考えますので、引き続きご協力をお願いいたします。

2 地方公共団体における留意事項

(1) 民間委託の推進に向けて

平成21年度以降の民間委託にあたっては、調査対象施設については、ほぼ100%の回収率である実績から大きく後退させないためにも、民間事業者ではどうしても回収しきれない部分につきましては、督促業務についてご協力いただくことが必要になる場合があります。民間委託が順調に進むまでの過渡期については、調査の精度を保つためにもご協力をお願いいたします。

(2) 施設・事業所名簿の提供について

民間委託を進めた後でも、調査の対象施設・事業所を確定するためには、都道府県(市)で把握されている施設・事業所名簿の情報を提供していただくことが不可欠と考えております。

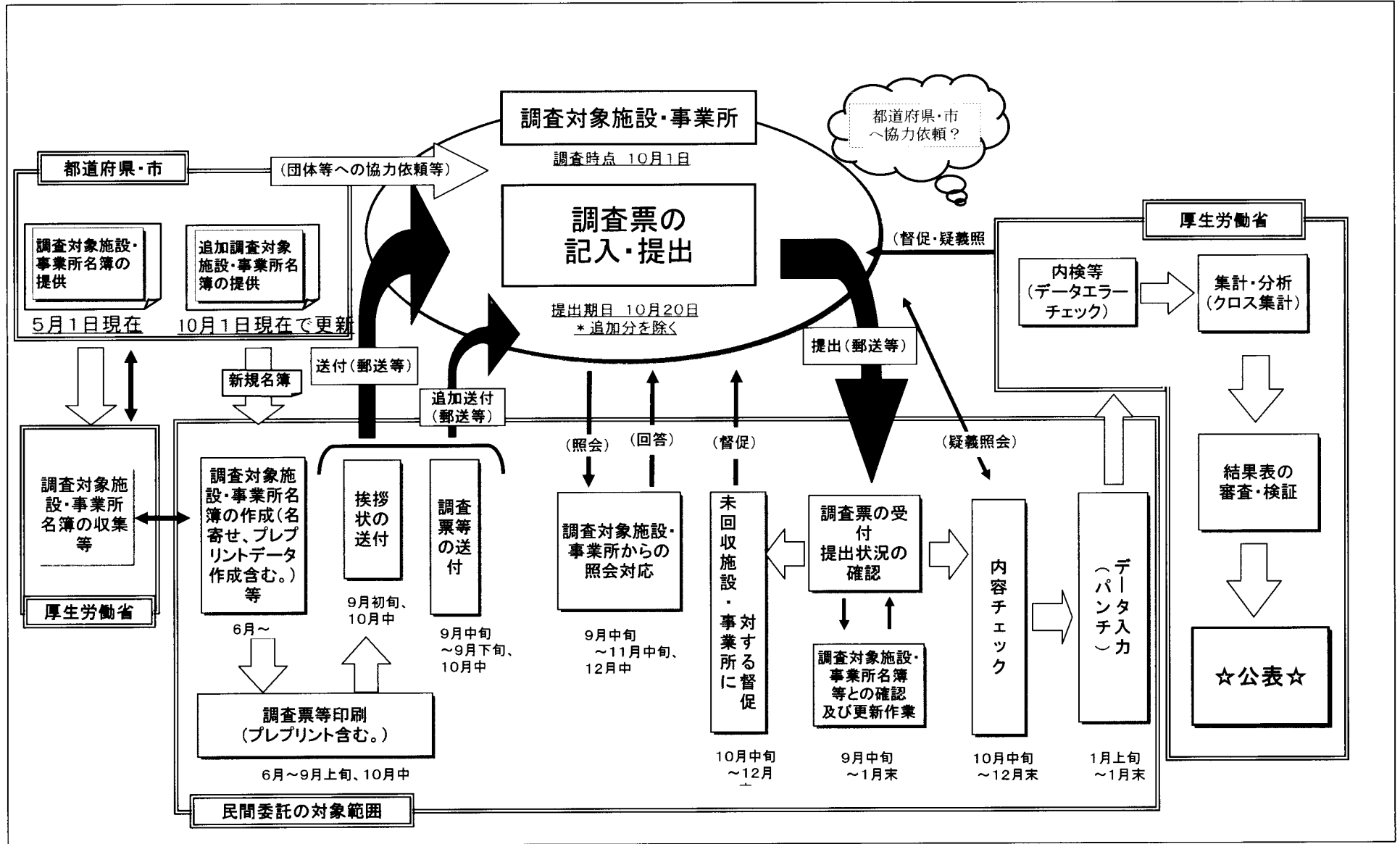
なお、平成21年度以降の名簿の提供につきましては、5月1日現在で更新していただいたものを第一次名簿として厚生労働省に提出していただき、更に名簿更新時期から9月30日までに新設された施設・事業所につきましては、追加名簿を作成していただくとともに、民間事業者への提出をお願いいたします。

(3) 関係団体への調査協力のお願い

平成21年度以降は民間委託による国直轄の調査となりますが、厚生労働省ホームページ等において国からの調査協力を求めるとともに、各自治体におかれましても、各関係団体への調査協力につきましては、従来と同様にお願いいたします。

- 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ図（平成21年調査のイメージ図） -

別添



13 第8回21世紀成年人縦断調査 (国民の生活に関する継続調査)の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

平成14年10月末時点で20～34歳であった全国の男女（及びその配偶者）を対象とし、そのうち、第6回または第7回調査において協力を得られた者（及びその配偶者）を客体とする。

3 調査の期日

平成21年11月4日

4 調査票の構成及び主な調査事項

- (1) 女性票……健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、配偶者の有無、子どもの状況、家計の状況
- (2) 男性票……健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、配偶者の有無、家計の状況
- (3) 配偶者票（女性用）……健康の状況、就業の状況、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、子どもの状況、家計の状況
- (4) 配偶者票（男性用）……健康の状況、就業の状況、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

- ア 調査員があらかじめ配布した調査票に被調査者が自ら記入し、密封したものを後日調査員が回収する。
- イ 第1回調査以降に転出した者は、厚生労働省から郵送された調査票に被調査者が自ら記入し、郵送により厚生労働省に提出する。

(2) 調査の系統

ア 厚生労働省 —— 都道府県 —— 保健所 —— 調査員 —— 被調査者
 └─ 保健所設置市 ─┘
 特 別 区

イ 厚生労働省 —— 被調査者
 郵送

6 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は平成23年3月を目処に「第8回21世紀成年人縦断調査（国民の生活に関する継続調査）の概況」を公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載する。その後、「第8回21世紀成年人縦断調査（国民の生活に関する継続調査）」（報告書）を刊行する。

14 第5回中高年者縦断調査 (中高年者の生活に関する継続調査)の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、団塊の世代を含む全国の中高年者世代の50歳から59歳の男女を追跡して、その『健康・就業・社会活動』について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

平成17年10月末現在に50～59歳であった男女を対象とし、そのうち、第3回調査又は第4回調査において協力を得られた者を客体とする。

3 調査の期日

平成21年11月4日

4 調査事項

家族状況、健康状況、就業状況(資格、能力開発等を含む。)、社会活動、住居・家計状況等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

ア あらかじめ調査員が配布した調査票に被調査者が自ら記入し、後日、密封方式にて調査員が回収する。

イ 第1回調査以降に転出した者は、厚生労働省から郵送された調査票に被調査者が自ら記入し、郵送により厚生労働省に送付する。

(2) 調査の系統

ア 厚生労働省 —— 都道府県 —— 保健所 —— 調査員 —— 被調査者
 ┌ 保健所設置市 ─┐
 特 別 区

イ 厚生労働省 —— 被調査者
 郵送

6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は、平成22年12月を目処に「第5回中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査)の概況」として公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載する。その後、「第5回中高年者縦断調査(平成21年)」(報告書)を刊行する。

15 21世紀出生児縦断調査の概要（案）

1 調査の目的

本調査は、同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の2001年に出生した子を対象とし、1月10日から17日の間及び7月10日から17日の間に出生した子を調査の客体とする。

3 調査の期日

1月出生児 毎年1月18日

7月出生児 毎年7月18日

4 調査の事項

家族構成、学校生活の様子、放課後の様子、起床・就寝時間、食事の様子、負担や悩み、父母の就業状況 等

5 調査の方法

調査票の配布、回収は、厚生労働省と調査客体のいる世帯と往復郵送方式により行う。

6 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は翌年6月中を目途に「21世紀出生児縦断調査結果の概況」を公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。その後、「21世紀出生児縦断調査」（報告書）を刊行する。

(参考)

統社発第1225001号
平成20年12月25日

各都道府県保健統計主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部
社会統計課長

21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査の実施に係る
調査関係書類の紛失等について（通知）

厚生労働統計調査につきましては、平素から格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査の実施に当たり、該当者名簿等の調査関係書類を紛失する事例が複数判明いたしました。

調査関係書類の紛失につきましては、「中高年者縦断調査の実施に係る調査票の不適切な処理及び該当者名簿の紛失について（通知）」（平成19年12月5日付統社発第1205001号）を発出し注意喚起を行うとともに、全国会議等の場において、調査関係書類の取扱いや管理を厳重に行っていただくようお願いしてきたところですが、今般、再発したことは誠に残念なことです。

個人情報に記載された調査関係書類の紛失は、国及び都道府県等の個人情報の取扱いに対する調査対象者の信頼を大きく損ねるものです。特に、縦断調査は毎年同じ調査対象者に対し継続的に調査を行うものであることから、その影響は非常に深刻です。

つきましては、近年に発生した不適切事例を別紙に列挙しておりますので、貴都道府県におかれましては、関係職員に対し調査票及び調査関係書類の適切な取扱いについて重ねて周知徹底していただくとともに、調査関係事務の処理体制について点検を行い、不適切事例の再発防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、指定都市市長、中核市市長及び保健所を設置する市区（指定都市及び中核市を除く）の市区長に対する連絡につきましては、貴職からよろしくお取り計らい願います。

21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査の実施において
近年発生した不適切事例

- 1 「第2回中高年者縦断調査」(調査日：平成18年11月1日)の実施に当たって、調査員が確保できなかったことから、調査対象者に調査票を配布せず、保健所の担当職員が無断で調査票の作成(2地区、37名分)を行い、厚生労働省に提出したもの。
また、担当職員が調査票を作成した地区については、隣接地区を担当した調査員が実施したものとして県へ報告し、隣接地区の調査員に併せて調査員手当を支給したもの。
- 2 「第3回中高年者縦断調査」(調査日：平成19年11月7日)の実施に当たって、調査員が該当者名簿(4名分)を紛失したもの。
- 3 「第7回21世紀成年者縦断調査」(調査日：平成20年11月5日)の実施に当たって、調査員が該当者名簿及び地区要図(7名分)を紛失したもの。
- 4 「第7回21世紀成年者縦断調査」(調査日：平成20年11月5日)の実施に当たって、保健所の担当職員が地区要図(12名分)を紛失し、地区要図の不足を承知していながら報告せずにそのまま提出したもの。
- 5 「第4回中高年者縦断調査」(調査日：平成20年11月5日)の実施に当たって、調査員が該当者名簿(20名分)を紛失したもの。

16 平成21年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した1,088地区内のすべての世帯（約5万世帯）及び世帯員（約15万人）を調査客体とする。

所得票については、前記の1,088地区に設定された単位区から無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万5千世帯）及び世帯員（約4万5千人）を客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

3 調査の期日

世帯票 …… 平成21年6月 4日（木）

所得票 …… 平成21年7月16日（木）

（注：所得については、平成20年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票 …… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票 …… 所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、生活意識の状況等

5 調査の方法

(1) 準備調査については、調査員が平成17年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) 世帯票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。所得票は、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査を実施する。

6 調査の系統

(1) 世帯票

厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯
┌ 保健所設置市 ┐
└ 特別区 ┘

(2) 所得票

厚生労働省 — 都道府県 — 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯
┌ 市・特別区及び福祉 ┐
└ 事務所を設置する町村 ┘

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。

調査結果は「平成21年国民生活基礎調査の概況」及び「平成21年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

17 平成21年社会保障における公的・私的サービスに関する意識等調査の概要（案）

1 調査の目的

少子高齢化が進行するなかで、重要な社会基盤となっている社会保障制度については、国民の関心も非常に高く、社会保障制度のあり方については、国会や社会保障国民会議などにおいても、社会保障の将来像や、政府、個人や企業が担うべき役割について、活発に議論がなされているところである。

この調査は、こうした状況を背景として、少子化対策（子育て支援）、医療、介護、年金などに関わる、公的サービスと私的サービスの利用状況の現状を把握するとともに、各々の機能のあり方や、役割分担のあり方についての意識を把握することにより、社会保障全般のあり方を含めた幅広い議論を行うための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の対象

全国の世帯及び世帯員を対象として平成21年国民生活基礎調査の調査地区に設定された単位区から無作為に抽出した360単位区内のすべての世帯の20歳以上の世帯員を客体とする。

3 調査の実施日

平成21年7月16日（木）

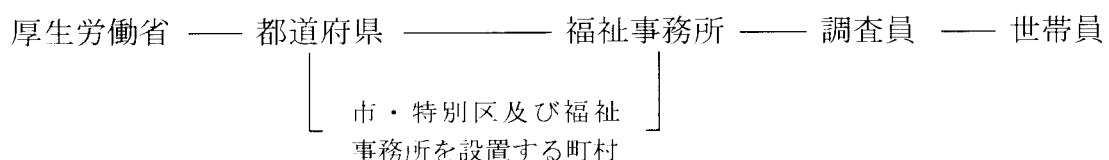
4 調査事項

性・出生年月、子どもの数、保育サービスの利用状況、個人年金加入状況及び加入理由、民間の医療保険や介護保険加入状況及び加入理由、重要と考える社会保障の分野、社会保障に係る負担のあり方、今後の社会保障のあり方 等

5 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に、調査対象となった世帯員が自ら記入し、後日調査員が回収する。

6 調査の系統



7 集計及び結果の公表

厚生労働省政策統括官付政策評価官室にて集計を行い、その結果については、「平成21年社会保障における公的・私的サービスに関する意識等調査報告書」として公表する。

18 2009（平成21）年社会保障・人口問題基本調査

（『第6回世帯動態調査』）概要（案）

国立社会保障・人口問題研究所

1 調査の目的

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が実施する社会保障・人口問題基本調査の一環として行なうものであり、本年は「第6回世帯動態調査」の実施年にあたっている。

人口の高齢化が進行するとともに高齢者を含む世帯が急速に増加するなど国民の生活単位である世帯は急激に変化しており、厚生労働行政を進める上で世帯の実態を正確に把握することは重要な課題となっている。今回の調査では、前回調査（2004（平成16）年）以降、各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯変動の実態と要因を明らかにするとともに、時系列に精緻なデータを蓄積することによって、世帯推計の精度を高めるための基礎データを収集するために実施するものである。

高齢者世帯やひとり親世帯の動向の把握と将来予想は、社会サービス施策の重要性が高まるなかで厚生労働行政の施策立案の重要な基礎資料を提供するものである。

2 調査の対象および客体

全国の世帯主を対象とし、2009（平成21）年度国民生活基礎調査で設定された調査地区内（約1,088調査区）より無作為に抽出した300調査区内のすべての世帯（約15,000世帯）の世帯主を調査の客体とする。

3 調査の期日

2009（平成21）年7月1日を調査期日とする。

4 主な調査事項

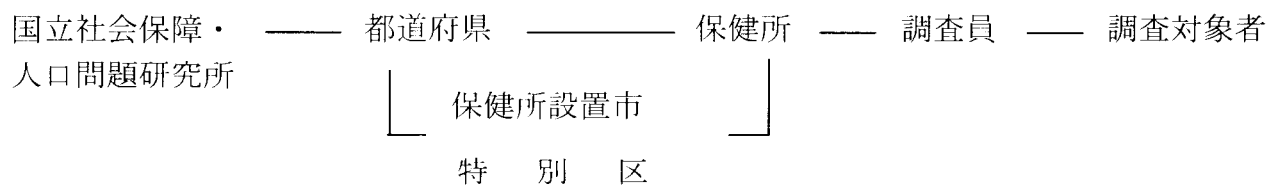
- (1) 世帯の属性に関する事項
- (2) ライフコース・イベントと世帯内地位の変化
- (3) 親の基本属性と居住関係
- (4) 子の基本属性と居住関係

5 調査の方法

調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票の記入は調査対象者の自計方式による。また、密封回収方式によって行う。

6 調査の系統

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県・保健所を設置する市・特別区および保健所の協力を得て実施する。



7 結果の集計および公表

集計は、国立社会保障・人口問題研究所がこれを行い、結果は、2010（平成22）年9月頃公表予定。

NO. _____

課室名 _____

全国厚生統計主管課長会議 質疑用紙

(都道府県・市名) _____

(調査名) _____

<p>(質問事項)</p>
<p>(回答)</p>

*ゴシック部分のみご記入ください。